

# C-BTE 仙台バプテスト神学校

## 運営規約

### 前文

仙台バプテスト神学校は 1963 年、初代校長ヨハネ・マクダニエル宣教師訪日以来の日本人教職者育成に対する使命感とヴィジョン、そして保守バプテスト外国宣教会（CBFMS、現「ワールドベンチャー」）の後援と東北地方の保守バプテスト諸教会の協力と支援の下に設立された。

そして 1990 年、八木山から愛子へのキャンパス移転を契機に長年の念願であった法人認可を再申請し、1991 年 7 月 18 日付けで宗教法人「バプテスト聖書宣教会」が認証された。以降、主として公益事業である神学教育を推進する宗教法人「バプテスト聖書宣教会」の下、規則第 4 章事業の第 45 条に基づき、運営規約を定め、神学教育に取り組んできた。

1993 年創立 30 周年を機に今後の神学校の在りようについて検討している中でカナダのモントリオールにあるセンベック（校長：アレクザニアン）を紹介され、2000 年秋に神学校関係者が訪問し研修を受けた。その時、はじめて「C-BTE」（Church Based Theological Education：教会主体の神学教育・指導者育成）のパラダイムについて知ることになった。その際、センベックと共に C-BTE パラダイムを推進していたビルドインターナショナルを紹介され、後に C-BTE インターナショナルネットワークに加えられ研修を続けた。

その後 2004 年、理事会は神学教育のパラダイムを転換し、C-BTE パラダイムに基づく次世代育成に取り組むことを決議した。そのために国際的に C-BTE パラダイムを推進するビルドインターナショナル（代表：ジェフ・リード）と提携し、C-BTE に関わる文献および教材、また人材派遣等の支援と協力を受けることにした。そして神学校関係者、教会の指導者たち有志が中心となり、C-BTE パラダイムを展開していく「C-BTE JAPAN」を設け推進していくことを決意した。神学校は従来のあり方を刷新し、C-BTE パラダイムの推進に資する「C-BTE ジャパン（JAPAN）」のリソースセンター（注 1）として取り組むことを決断した。そして翌年 2005 年 8 月に理事会は教会主体、学習者主体の神学教育に取り組むために運営規約を全面的に改正することを決議した。

注1：リソースセンターの機能について

- 1, 各教会が C-BTE パラダイムに基づき教会建て上げに取り組むための認証プログラム、牧師のためのパラダイム転換セミナー・ワークショップ等の常時開催。
- 2, 次世代リーダー育成としての「アンテオケスクールプログラム」を各教会で実行できるようにワークショップ、支援のプログラム等の常時開設。
- 3, 教会主体の神学教育を実現するための指導者、リーダー訓練プログラムの提供。
- 4, ネットワークの中で必要とされている独自の訓練プログラムの開発と提供。
- 5, 地区教会に所属することを前提に聖書神学者を育成し、あるいは採用ないし招聘し、C-BTE パラダイムの確かさを検証、実証する取り組みを行う。他の分野でも必要な学問的専門性を持つ教師を育成する。
- 6, 聖書神学を中心とした学問的分野の発信、セミナー、シンポジウム、文献出版等の実施。
- 7, 各教会で取り組むための適切な教材の研究開発、出版、ないし翻訳出版。
- 8, ポートフォリオの作成に対する客観評価の実施。
- 9, SBS 図書館利用、グループ研修への提供と協力。
- 10, すでに C-BTE パラダイムに取り組むリーダーたちによる実践的取り組みにおける課題と提議など、互いの情報交換の場を定期セミナー等で共有する。
- 11, C-BTE パラダイムに基づく次世代リーダー育成の実際において、教会主体の神学教育その他、その時々に必要な柔軟に対応する。

## 第一章 総則

(信仰告白および署名)

- 1、神の靈感による啓示の書としての聖書観を基調とした信仰告白は別に定める。
- 2、理事、評議員また教師及び職員は信仰告白に同意し、署名することを求められる。
- 3、同様に、本校の教職・職員関係者は聖書の意図である C-BTE パラダイムへの同意を求められる。但し、特別講師はその限りでない。

(名称)

第一条

この神学校は C-BTE 仙台バプテスト神学校（以下、SBS）という。

(目的)

## 第二条

1、SBSはC-BTEパラダイム理念（以下参照）に基づいて、各個教会のいのちの営みの中で、教会による、教会のための指導者育成プログラムを実施、推進する。

C-BTEの理念（教育目的）：

（1）いかに教会を生み出し、建て上げるかについて、聖書が意図する神の救いのご計画についての学びである。

（2）人種（文化）、性別、職業等に関係なく、神がすべての人に学ぶようにと命じられていた聖書の学びを可能にする取り組みである。

（3）生涯にわたる習慣と知恵を聖書から恒常的に学ぶことを可能にするものである。

（4）各教会の、教会を生み出し、成長させる責任の自覚へと促す学びである。

（5）パウロとテモテの関係のように、指導者が指導者を継続的に訓練していく学びである。

（6）指導者として成長していく中で、人間としても適正なバランス、人格、宣教・牧会、学問を身につけた指導者育成、教会建て上げと相互牧会を可能にし、また生涯学習の動機づけを与える学びである。

2、C-BTEパラダイムの確かさを聖書神学の視点から研究、検証し、C-BTEパラダイムに基づいて教会建て上げに取り組む諸教会を支援する。

3、教派を超えてC-BTEパラダイムについて取り組む教会が全国に広がる取り組みを行い、C-BTEジャパンの教会ネットワークが確立するように努める。

（次世代育成プログラムと関連プログラム）

## 第三条

前条の目的を実現するためにSBSは次世代リーダー育成、様々なタイプのリーダーを育成する「アンテオケスクールプログラム」を中心に、各種の関連プログラムを実施する。すべてのプログラムは教会主体、学習者主体を基本とする。

1、諸教会の指導者のためにC-BTEパラダイムセミナー・ワークショップを定期的に開催する。SBSだけでなく、地区ごとにも開催し、地区教会主導を基本とする。

2、次世代リーダー育成に取り組む牧師のための「アンテオケスクールプログラム」、および次世代リーダーのための「アンテオケスクールプログラム」を開講する。

3、学習者主体の選択科目、コースプログラム等を開講し、諸教会の必要に応える。

#### C-BTE 各種セミナー・ワークショップ

- i C-BTE パラダイムに関するセミナー（神学、教育、宣教、解釈学、文化の中での神学等々）
- ii 牧師のための C-BTE ワークショップセミナー
- iii 教会における婦人の働きセミナー
- iv 青年のための基礎訓練セミナー
- v 壮年のためのセミナー
- vi 高齢者のためのセミナー
- vii 宣教に関するセミナー

その他、必要に応じて柔軟、かつ創造的なテーマ、プログラムを開講する。

## 第二章 運営

### 第一節 理事及び理事会

（員数及び役割）

#### 第四条

1、理事の定数を7名とする。

2、理事の中から互選により（1）理事長、（2）副理事長、（3）広報理事：書記（複数）、（4）財務理事、および（5）運営理事（複数）を選任する。

理事長：SBSの運営に関わる全体を統括、人事の任命に責任を負う。

副理事長：理事長を補佐し、SBSの運営に関わる全体を統括、人事の任命に責任を負う。

広報理事：会議の議事録作成、諸教会への広報企画一般を担う。

財務理事：法人およびSBSの財政に対して責任を担う。

運営理事：SBSの運営委員会に参加し運営の実務に寄与する。

3、必要に応じてSBSの運営スタッフと共に運営に携わる常任理事を選任する。常任理事は運営理事と共に運営の実務に寄与する。

（選任および任命）

## 第五条

- 1、理事は理事会が推薦し選任するが、法人総会決議を経て任命される。
- 2、理事のうち、一名は保守バプテスト日本宣教団、一名は保守バプテスト同盟からの派遣をもって構成する。
- 3、各理事は C-BTE パラダイムを理解し、それに基づいて教会建て上げを推進することに同意する者をもって構成する。
- 4、本理事は宗教法人「バプテスト聖書宣教会」の責任役員を兼務する。

(任期)

## 第六条

- 1、理事の任期は3年とする。但し、全面改正時の理事任期は3年を二名、2年を三名、1年を二名として構成する。
- 2、理事の再任は原則、連続二期までとする。
- 3、常任理事は原則、連続三期（9年）までとする。
- 4、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

## 第七条

- 1、理事会は原則、6月、法人総会時に定例会議を開く。その他は必要に応じて会議を開くか、文書決裁を行う。
- 2、理事会は、理事長が招集し、会議の議長を務める。
- 3、理事会は3名以上の出席（理事長を含む）と委任状により成立する。

(理事会の任務)

## 第八条

- 1、理事会は SBS の運営上の基本方針を決定する。
- 2、理事会は SBS のすべての職員人事に対する最終決裁を行う〔校長、教師、事務職員、その他の役職の任命〕。
- 3、予算の編成、決算の承認を行う。

## 第二節 評議員および評議員会

(員数及び役割)

## 第九条

- 1、評議員の定数を7名とする。

2、評議員は理事と共に SBS の運営を担う。

3、予算の編成、決算の承認を行う。

(選任)

#### 第十条

1、評議員は理事会が選任し、法人総会決議を経て任命される。

2、各評議員は C-BTE パラダイムを理解し、それに基づいて教会建て上げをしている者をもって構成する。

3、本評議員は宗教法人「バプテスト聖書宣教会」の評議員を兼務する。

(評議員会)

#### 第十一条

評議員会は理事と評議員をもって構成し、理事長が招集する。合わせて評議員会は「C-BTE 推進委員会」を構成し、C-BTE パラダイムの推進に努める。

#### 第三節 運営委員及び運営委員会

(運営委員および運営委員会)

#### 第十二条

本校の運営委員は実務を担当する校長、教師、事務、運営理事、必要に応じて常務理事をもって運営委員会を構成し、本校の運営を担当する。運営委員会は理事会に対して説明責任を負う。

(校長)

#### 第十三条

校長は SBS の運営上の責任者として、運営委員会を代表する。

2、校長は理事とし、理事会に出席する。

3、校長は運営委員会および教師会を招集し、SBS としての業務を遂行する。

(教師及び教師会)

第十四条 教師は教える賜物を持つ者として、運営委員会の推薦を受けて、理事会が承認し、任命する。教師は牧師と共に諸教会において聖徒を整え、次世代の指導者建て上げの役割を果たす。

(教師会)

第十五条 教師会は次世代指導者建て上げのポートフォリオシステムの第三者認証機

関としての役割を果たし、各教会の指導者建て上げに協力する。

第十六条 教師会は SBS としての図書館の管理運営を担当し、文献、特に C-BTE パラダイムに係る聖書神学上の文献の充実に努める。

(事務職員)

第十七条 事務職員は SBS の事務職を担当し、施設の管理、運営の経理および一般事務を担当する。

(雇用契約)

第十八条 常勤職員の雇用契約（職務、諸条件、定年等）は別に定める。

### 第三章 補則

(規約の改正)

必要に応じて理事全員の同意を得て規約の改正を発議し、法人総会において承認し、執行する。

### 付則

- 1, この規則は 1964 年 11 月 30 日より効力を発する。
- 2, この改正規約は 1988 年 9 月 20 日より効力を発する。
- 3, 1991 年 3 月 25 日一部改正（評議員の任期）
- 4, 1992 年 7 月 14 日一部改正（前文、設置課程、通信教育）
- 5, 1996 年 3 月一部改正（神学専攻及び聖書学科主任）
- 6, 1999 年 3 月 9 日一部改正（理事構成）
- 7, 2000 年 3 月 7 日一部改正（理事員数）
- 8, 2015 年 3 月全面改正（継続審議）
- 9, 2015 年 6 月 16 日（全面改正）